

# 6月から児童手当の制度が変わります

## ■現況届の提出が原則不要となります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。これまで、全ての受給者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は以下の受給者を除き現況届の提出は不要です。

### 【現況届の提出が必要な受給者（令和4年6月～）】

①南阿蘇村から現況届の案内通知を受けた人

⇒該当する受給者へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出ください。期日までの提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

②現況届の案内通知は受け取っていないが、以下に該当する人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・南阿蘇村に住民票がない児童を養育する人

⇒南阿蘇村子育て支援課まで連絡をお願いします。おって現況届提出の案内をいたします。

## ■特例給付の支給に係わる所得上限額が新設されます

児童を養育している受給者の所得に応じて手当額を支給しています。今回の改正では、所得上限限度額を新設し、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されません。

### 【児童手当支給額】

- ・所得が表(1)未満の場合、児童手当(月額15,000円または10,000円)を支給
- ・所得が表(1)以上(2)未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給
- ・【新設】所得が表(2)以上の場合、児童手当などは支給されません。



児童手当所得制限限度額				
扶養親族の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額【新設】	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※児童手当などが支給されなくなったあと、所得が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)並びに扶養親族などでない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額は、1人につき38万円を加算した額となります。

## ■以下の変更事項があったときは村に届出が必要です

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の氏名または住所が変わったとき(ほかの市区町村や海外への転出を含む)
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL0967(67)2715